

平成 30 年 6 月 14 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H03292

研究課題名(和文) イギリス憲法の「現代化」と比較憲法モデル構築のための総合的研究

研究課題名(英文) Synthetic resarch on the modernization of British Constitution

研究代表者

柳井 健一 (YANAI, Kenichi)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：30304471

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 8,100,000円

研究成果の概要(和文)：2016年に行われたEU構成国としての地位を継続するか否かについての国民投票の結果、イギリスのEUからの離脱が決定した。

イギリス憲法制度は、EU加盟国としての地位の影響からさまざまな変容を被ってきたが、離脱決定に伴ってさまざまな問題が出来てきている。とりわけ、EU加盟ないしEU諸条約の批准という国際法レベルでの法的出来事を、どのような原理に基づいて国内法レベルで処理するのかという問題が、離脱の決定ゆえに、改めて問題となっている。本共同研究では、これらの状況についての最新の議論状況をキャッチアップすることとし、国際セミナーを開催すると共に、その成果等について逐次刊行中である。

研究成果の概要(英文)：As a referendum on the membership as the European Community of United Kingdom in 2016, UK decided to leave the EU. Institutions of United Kingdom constitution had been influenced by EU legal system in many aspect. So, the quit from EU imposes the British Constitution huge changes and re-arrangement. To understand and estimate the current changes and argument on British Constitution, our research team held international seminar on so called Brexit, and are now publishing the resarch papers on the matter.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法学 比較憲法 イギリス憲法 EU脱退 ブレグジット レファレンダム

1. 研究開始当初の背景

本共同研究の研究開始時において、イギリス憲法制度を取り巻く状況は 20 世紀末のブレア労働党政権によるいわゆる「憲法改革」以降も引き続き激動期であった。このような歴史的な前提を踏まえ、既に達成されたイギリス憲法制度の状況について、当該状況を比較憲法的な観点から実証的に把握すると共に、それらを比較憲法学のためにモデル化して理論的に把握する必要があった。なお、本共同研究の期間中にイギリスの EU 構成国としての地位からの離脱について民意を問うレファレンダムが実施され、投票の結果同国の EU 脱退が決定された(通称・以下、ブレグジットと表記)。このような事態の突発は、本共同研究が当初想定していたイギリス憲法状況を取り巻く状況の革命的な変更とでも言うべき事態を招来したものであり、自体の重大性に鑑みて本共同研究の方向性に対して大きな変更を余儀なくさせるものであった。具体的にとられた方向性の転換については、下記「4. 研究成果」の箇所ですべて具体的に言及する。

2. 研究の目的

上述のとおり、長期的な視点からも激動期にあると理解しうるイギリスにおける憲法状況について、総論、統治機構および人権保障システム各分野における憲法政治状況について実証的に検証した上で、各領域での既存の研究を前提としつつこれらに対する見直し、再検討を加えることによって、比較憲法学の研究遂行上有益であるような理論化、定式化を試み、比較憲法モデルとして提示すること。なお、この点に関してブレグジットの影響の重大性は甚大であったが、具体的にとられた方向性の転換については、下記「4. 研究成果」の箇所ですべて具体的に言及する。

3. 研究の方法

英語および邦語等についての文献研究、現地でのインタビュー調査および日英両国の研究者が参加する国際セミナーの開催等の多面的な研究手段を通じて、国内的には政治学や社会学等の関連する分野との学際研究を意識しながら、他方国際的な局面においてはイギリス現地での最新の議論動向を紹介、検討そして深化する。ブレグジットの突発のよりここでもその影響は重大であり、当該事態についての認識ないし把握が必要となった。具体的にとられた対応の方途については、下記「4. 研究成果」の箇所ですべて具体的に言及する。

4. 研究成果

学術論文の刊行および国際セミナーの開催等の手段を通じて、日本国内のみならず国際的な成果公表を行った。具体的には以下の通りである。

平成 27 年度の成果としては、日英の憲法研究者が共同して両国の憲法状況について比較検討を行う「第三回日英比較憲法セミナー」を日本で開催したことである。以下がその具体的な内容である。

(1)名古屋セミナー(名古屋大学): 9月2日(水)。ここでは全体テーマ「スコットランド独立問題と憲法学 比較憲法学の新たな挑戦として」の下、午前の部では「スコットランド独立問題と UK 憲法 スコットランドの視点から」として報告を C.Himsworth・エディンバラ大学法学部名誉教授が、コメントを J.McEldowney・ウォーリック大学法学部教授、松井幸夫・関西学院大学司法研究科教授がそれぞれ行った。午後の部として、「スコットランド憲法 UK・イングランドの視点から」の下、報告を Himsworth 教授が、コメントを McEldowney 教授がおこなった。

(2)京都セミナー(キャンパスプラザ京都): 9月5日(土)では、全体テーマを「イギリス憲法改革と 2015 年総選挙 比較憲法学の新たな課題」と設定し、午前の部では「UK 憲法改革とスコットランド憲法: スコットランドとイングランドの視点から」として Himsworth 教授、McEldowney 教授が報告を行い、岩切大地・立正大学法学部准教授がコメントを行った。午後の部では「2015 年総選挙と UK 憲法の行方: スコットランドの視点とイングランドの視点から」において報告を Himsworth 教授、McEldowney 教授が、コメントを成澤孝人・信州大学法曹法務研究科教授が行った。同セミナーでは、スコットランド独立問題についてのレファレンダムと当該問題をめぐる憲法問題について、とりわけ実定法および理論的観点から両国の研究者が問題関心を論じ合うことで、政治共同体年の国家のあり方および不文・成文という異なる形態を採ることの原理的影響等について有意義な議論が展開された。

平成 28 年度の成果としては、第 79 回比較法学会総会(関西学院大学、2016 年 6 月 4 日)において、ミニ・シンポジウム「イギリスにおける『憲法改革』の行方」と題する共同報告を行った。報告者と題目は以下の通りである。

・企画の趣旨(倉持孝司)・イギリス憲

法改革と地域的権限委譲 スコットランド(倉持孝司)・イギリス憲法改革と議会制民主主義(小松浩)・イギリス憲法改革と議院内閣制の現在(成澤孝人)・イギリス憲法改革と司法部の位置づけ 不適合宣言に関する判例法利を中心に(岩切大地)・イギリス憲法改革と憲法の成文化(柳井健一)。以上の学会報告については、『比較法研究』第78巻において公表済みである。また本ミニ・シンポジウムでは、リアルタイムで進行するイギリス憲法の改革動向を、各研究分担者の分担テーマに即して実証的に検討・分析をしており、イギリスにおける憲法制度の概要を全体像、立法府、行政府そして司法部の各領域ごとにほぼ網羅的に取り扱うことで、本共同研究の方向性を示しえた。他方、既述の通り、本共同研究の企画・立案時において想定していなかった憲法的一大事が出来た。それは、ブレグジットについてのレファレンダムの結果、イギリスのEUからの離脱が決定されたことである。当該事態が本研究にとって有するインパクトの重大性に鑑み、まずはイギリス憲法にとってこのブレグジットが持ちうる影響について考察するため、イギリスでの最新の議論状況を紹介するための作業を行った。KD ユーイング著元山健・柳井健一共訳「ブレグジットの憲法理論」(法律時報 89 巻 3 号、2017 年 3 月)の公表である。

研究期間の最終年度である平成 29 年度はブレグジットが本共同研究に対してもたらしうる影響について考慮しながら、イギリスにおける憲法の「現代化」状況の総括を行った。なお、既述の通りブレグジットについてのコンテンポラリーな実態把握を目的として、急遽予定していなかった国際セミナーを同年度についても開催することとした。当該セミナーについての内容は以下の通りである。日時：2017 年 9 月 2 日、場所：キャンパスプラザ京都、報告者および報告テーマ：ロンドン大学キングスカレッジ法学部教授 K.D.Ewing、「ブレグジットとイギリス憲法」、リバプール大学人文学部法律学科講師、Mike.Gordon、「ブレグジットと国会主権」。なお、これらの両報告については、研究機関終了後ではあるが 2018 年度中に共同研究者である倉持孝司が前者を研究代表者である柳井健一が元山健と分担して後者を、各々訳出して所属研究機関の器用に公表する予定であることを申し添えておくこととする。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

柳井健一「国会主権のラインカーネーション ブレグジットとイギリス最高裁判所ミラー判決」『法と政治』第 69 巻 1 号(関西学院大学法政学会、2018 年 6 月刊行予定) 114-133 頁、査読無

倉持孝司「企画の趣旨」『比較法研究』78 号(2016 年)106-110 頁、査読無

柳井健一「イギリス憲法改革と憲法の成文化」『比較法研究』78 号(2016 年)138-144 頁、査読無

倉持孝司「イギリス憲法改革と地域的権限委譲 スコットランド」『比較法研究』78 号(2016 年)111-116 頁、査読無

小松浩「イギリス憲法改革と議会制民主主義」『比較法研究』78 号(2016 年)117-122 頁、査読無

成澤孝人「イギリス憲法改革と議院内閣制の現在」『比較法研究』78 号(2016 年)123-129 頁、査読無

岩切大地「イギリス憲法改革と司法部の位置づけ」『比較法研究』78 号(2016 年)130-137 頁、査読無

[学会発表](計1(個別)6件)

比較法学会第 78 回総会(2015 年)ミニ・シンポジウム「イギリスにおける『憲法改革』の行方」

倉持孝司「企画の趣旨」ミニ・シンポジウム「イギリスにおける『憲法改革』の行方」

倉持孝司「イギリス憲法改革と地域的権限委譲 スコットランド」ミニ・シンポジウム「イギリスにおける『憲法改革』の行方」

小松浩「イギリス憲法改革と議会制民主主義」ミニ・シンポジウム「イギリスにおける『憲法・改革』の行方」

成澤孝人「イギリス憲法改革と議院内閣制の現在」ミニ・シンポジウム「イギリスにおける『憲法改革』の行方」

岩切大地「イギリス憲法改革と司法部の位置づけ」ミニ・シンポジウム「イギリスにおける『憲法改革』の行方」

柳井健一「イギリス憲法改革と憲法の成文化」ミニ・シンポジウム「イギリス

における『憲法改革』の行方」

〔図書〕(計 1 件)

倉持孝司・松井幸夫・元山健編著『憲法の現代化 ウェストミンスター型憲法の變動』(敬文堂、2016年)総 440 頁(所収されている学術論文は以下の通り。倉持孝司「イギリス憲法の『現代化』とウェストミンスター型憲法の變動」、キース・ユーイング(訳:元山健・柳井健一・宮内紀子)「イギリス憲法と連立政権」、愛敬浩二「イギリス憲法の『現代化』と憲法理論」、松原幸恵「イギリス憲法の『現代化』と『法の支配』論の現状 ビンガムの論説と手がかりに」、元山健「イギリス憲法の『現代化』と国会主権論の現状」、ジョン・マケルダウニイ(訳:倉持孝司・杉山有沙)「変化するイギリス憲法の下での国会」、藤田達朗「庶民院改革の動向 ブラウン労働党政権下の改革から保守党・自由民主党連立政権下への改革へ」、小松浩「現代イギリスにおける小選挙区制改革の動向」、柳井健一「貴族院改革とウェストミンスター型憲法の『現代化』」、成澤孝人「イギリス型議院内閣制の憲法的基礎と連立内閣」、ジョン・マケルダウニイ(訳:倉持孝司)「変化しつつある憲法の下での司法部、榊原秀訓「裁判官任命制度の改革 司法の独立性、アカウンタビリティと裁判官の多様性」、植村勝慶「王位継承ルールの変更 2013 年王位継承法の成立」、岩切大地「大権の改革 「憲法改革議会」、大田肇「軍事と大権」クリス・ヒムズワース(訳:松井幸夫)「連合王国におけるスコットランド」、江島晶子「イギリス憲法の『現代化』とヨーロッパ人権条約 多層的人権保障システムの観点から」、鈴木眞澄「欧州統合の展開と 2011 年 EU 法 加盟存続国民投票の視点を踏まえて」、佐藤潤一「オーストラリア憲法とイギリス憲法」、松井幸夫「ニュージーランド憲法とイギリス憲法」、河合正雄「受刑者の選挙権から見たヨーロッパ人権裁判所とイギリス」、村上玲「イギリスと憎悪煽動表現」、宮内紀子「市民権概念における国家のかたちの『現代化』 イギリスの国民国家化?」、杉山有沙「差別禁止・平等法理の變動と『現代化』 障害者差別禁止・平等法理の變遷を中心に」)

〔産業財産権〕

なし

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

柳井 健一 (YANAI, Kenichi)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号: 30304471

(2) 研究分担者

愛敬 浩二 (AIKYO, Koji)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号: 10293490

岩切 大地 (IWAKIRI, Daichi)

立正大学・法学部・教授

研究者番号: 00553091

植村 勝慶 (UEMURA, Katsuyoshi)

國學院大學・法学部・教授

研究者番号: 60213394

江島 晶子 (EJIMA, Akiko)

明治大学・法務研究科・専任教授

研究者番号: 40248985

大田 肇 (OOTA, Hajime)

津山工業高等専門学校・総合理工学科・

教授

研究者番号: 30203798

河合 正雄 (KAWAI, Masao)

弘前大学・人文社会科学部・講師

研究者番号: 90710202

倉持 孝司 (KURAMOCHI, Takashi)

南山大学・法務研究科・教授

研究者番号: 00153370

小松 浩 (KOMATSU, Hiroshi)

立命館大学・法学部・教授
研究者番号：40234877

佐藤 潤一 (SATO, Junichi)
大阪産業大学・国際学部・教授
研究者番号：40411425

杉山 有沙 (SUGIYAMA, Arisa)
帝京大学・法学部・助教
研究者番号：00705642

成澤 孝人 (NARISAWA, Takato)
信州大学・経法学部・教授
研究者番号：40390075

松井 幸夫 (MATSUI, Yukio)
関西学院大学・司法研究科・名誉教授
研究者番号：30135892

松原 幸恵 (MATSUBARA, Yukie)
山口大学・教育学部・准教授
研究者番号：80379916

宮内 紀子 (MIYAUCHI, Noriko)
九州産業大学・基礎教育センター・講師
研究者番号：70755800

